

## 国際交流支援事業に係る F A Q ～募集時によくあるご質問～

- 1 申請できる団体はどのような団体か
- 2 対象となる事業はどのような事業か
- 3 対象事業の一例を示してほしい
- 4 実施予定事業が対象事業となるか確認してほしい
- 5 どのような経費が助成対象経費となるか教えてほしい
- 6 自治体の職員の旅費は対象経費となるか
- 7 継続事業であるが、対象となるか
- 8 継続事業で2ヶ年度以上連続して、または隔年で採択された事例はあるか
- 9 1自治体から複数応募してもよいか
- 10 国内事業、海外事業の両方を実施する場合、どちらの助成上限額が適用されるのか
- 11 国からの補助金も活用しながら実施したいが、申請可能か
- 12 採択件数、予算はどのくらいか
- 13 助成対象事業(1)～(5)の中で採択されやすい区分はあるのか
- 14 国内事業、海外事業のどちらが採択されやすいのか
- 15 いつ採択が決まるか
- 16 渡航等について旅行会社に委託しようと考えているが、助成対象経費となるか
- 17 首長や議員（議長含む）の旅費は助成対象経費となるか
- 18 申請に際し、予算書の添付は必要か
- 19 要綱第4条第2項（対象外経費）の「他用途に転用可能な備品整備等」の具体例を教えてください
- 20 講師等への謝金を見込む場合のプロフィールはどのようなものをいつ提出すればよいか

### 1 申請できる団体はどのような団体か

要綱第2条のとおり「①都道府県、②市区町村、③地域国際化協会」の3団体のみが対象です。  
(法人格のない任意の民間活動団体等は対象外です。)

なお、実行委員会形式での事業実施（申請団体がクレア助成金を負担金として実行委員会に支出する場合です。申請団体が事務局機能をもつ協議会や自治体関連団体など、公益性の高い委員会であることが必須です。）も可能です。その場合は、規約・実行委員会名簿の提出が必要です。

### 2 対象となる事業はどのような事業か

要綱第3条のとおり「助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業」です。ただし、継続事業であっても他の自治体のモデルとなりえる先駆的な事業は対象となります。

- (1) 姉妹都市提携又は友好提携に関する記念事業
- (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業
- (3) 青少年交流に関する事業
- (4) 国際会議に関する事業
- (5) その他地域の特色を活かした交流事業

### 3 対象事業の一例を示してほしい

- ・海外自治体との姉妹（友好）都市提携〇〇周年記念として、相手国からの訪問団を受け入れ、スポーツ交流や日本の学生との交流を実施し国際意識の醸成やグローバル人材の育成を図る事業。
- ・海外の伝統芸能関係団体を招待し、フェスティバルやシンポジウム、地域住民との交流会等を実施することで、自治体管内の芸術文化の振興を図る事業。

### 4 実施予定事業が対象事業となるか確認してほしい

事前にメールで概要や事業計画書（案）を送付していただければ、担当者が確認いたします。

### 5 どのような経費が助成対象経費となるか教えてほしい

「申請にあたっての留意事項」（HPに掲載）の2に記載のとおりです。  
なお、対象外経費は要綱第4条第2項を参照してください。

### 6 自治体職員の旅費は対象経費となるか

要綱第4条第2項のとおり、対象外です。  
なお、交流相手となる自治体職員の旅費は対象となります。

### 7 継続事業であるが、対象となるか

継続事業であっても今後の発展性が見込まれる事業や、他団体のモデルとなりうる先駆的な事業であれば対象となります。

### 8 継続事業で2ヶ年度以上連続してまたは隔年で採択された事例はあるか

複数あります。  
ただし、対象事業は単年度事業のみであり、長期事業は対象となりません。

### 9 1つの自治体から複数応募してもよいか

可能です。

### 10 国内事業、海外事業の両方を実施する場合、どちらの助成上限額が適用されるのか

要綱第5条のとおり、助成対象経費の1/2以内の額で、主として海外で行う事業は1事業あたり500万円、主として日本国内で行う事業は300万円までです。

### 11 国からの補助金も活用しながら実施したいが、申請可能か

要綱第3条第2項第2号のとおり、申請できません。

### 12 採択件数、予算はどのくらいか

採択件数は決まっておらず、予算は公開しておりません。

なお、過去の採択件数についてはHPを参照してください。

(<https://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/page-5.html>「国際交流支援事業」で採択した事業の一覧 )

**13 助成対象事業(1)～(5)の中で採択されやすい区分はあるのか**

助成対象事業(1)～(5)の区分による採択数や採択割合は決まっておりません。

**14 国内事業、海外事業のどちらが採択されやすいのか**

国内事業、海外事業、それぞれの採択数や採択割合についても決まっておりません。

要綱第1条の趣旨や第3条にあるとおり、新規性や先進性、交流の発展可能性、地域住民の幅広い参画等の観点から採択事業を決定しています。

**15 いつ採択が決まるか**

正式な決定は3月中旬～下旬となります。

**16 渡航等について旅行会社に委託しようと考えているが、助成対象経費となるか**

助成対象経費となります。委託費として計上してください。

**17 首長や議員（議長含む）の旅費は助成対象経費となるか**

「申請にあたっての留意事項」の2（3）に記載のとおり、自治体職員の旅費は対象外であり、首長や議員（議長含む）についても対象外となります。

※ 申請自治体から（公的な）給与を得ている者であるとの考え方によります。

**18 申請に際し、予算書の添付は必要か**

あれば参考として提出いただきたいですが、予算要求段階だと思われるため必須ではありません。

**19 要綱第4条第2項（対象外経費）の「他用途に転用可能な備品整備等」の具体例を教えてください**

例えば、オンラインで交流するためのPCやモニター、ヘッドセット等に係る経費です。

**20 講師等への謝金を見込む場合のプロフィールはどのようなものをいつ提出すればよいか**

申請段階で講師が具体的に決まっていれば、「講師の所属や分野、氏名、経歴等のプロフィール」を申請時に提出していただきますが、具体的に決まっていなければ、申請段階ではどのような分野の人を予定しているか示していただき、実績報告時に具体的プロフィールを提出してください。

プロフィールは個別に作成しなくとも、イベントパンフレットに記載のもの等で代用可能です。